

福祉年金または手当受給者向優遇定期預金

(平成 26 年 10 月 15 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・福祉年金または手当受給者向優遇定期預金 (愛称：福祉 300)
2	販 売 対 象	・福祉年金又は手当を受給されている個人のお客さま
3	期 間	・1 年
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でのお預入れとなります ・1 万円以上 300 万円まで ・1 万円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭に表示するスーパー定期預金(期間 1 年)の利率+当行所定の優遇利率を満期日まで適用します ・満期日以降、元金とともにお支払いいたします ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	——
9	税 金	・20% (国税 15%、地方税 5%) の源泉分離課税 *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です (1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます)
11	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します ① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	・お預入れは、証書式の非自動継続式定期預金となります ・満期日以後の適用金利は、普通預金金利となります

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109